

令和8年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（シギ・チドリ類調査）に係る参加希望書類の募集要領

1 総則

令和8年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（シギ・チドリ類調査）に係る参加者確認公募の実施については、この要領に定める。

2 業務概要

（1）業務名

令和8年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（シギ・チドリ類調査）

（2）業務内容等

別添仕様書のとおり。

（3）履行期限

令和9年3月26日

3 応募要件

（1）基本的要件

①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

③環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

④別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

（2）業務実績に関する要件

シギ・チドリ類をはじめとする鳥類の広域（北海道、本州、四国及び九州地方の各1か所以上）的な生息状況調査実施の経験があること。

また、調査結果の収集・集計・整理を行う者が、シギ・チドリ類をはじめとする鳥類調査に関する資格または実績を有していること。

4 参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

この参加者確認公募募集要領、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式1による書面を提出すること。

（1）提出先

山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1

環境省自然環境局生物多様性センター 保全科 担当：平松

TEL：0555-72-6033

（2）提出方法

持参、郵送又は電子メール（biodic_webmaster+env.go.jp（+はアットマークに変更してください））により提出すること。

なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

（3）受付期限

令和8年2月10日（火）17時まで（持参の場合は12時～13時を除く。）

（4）回答

令和8年2月12日（木）17時までに、環境省ホームページの「調達情報」>「入

札等情報」>請負業務「参加者確認公募(役務)」>「本件」の「公告」下段に掲載する。

https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/index_sanka.html

5 提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- ① 令和8年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（シギ・チドリ類調査）に係る参加希望書類（別添様式参照）
- ② 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料

(2) 提出期限等

- ① 提出期限
令和8年2月18日（水）17時
- ② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
4（1）に同じ。

(3) 書面による提出の場合

- ① 提出部数
7部
- ② 提出方法
持参又は郵送（提出期限必着）による。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
- ③ 提出場所
4（1）に同じ。

(4) 電子による提出の場合

- ① 提出方法
電子ファイル（PDF形式）により、電子メール※1で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。
※1 電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）
※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
- ② 提出場所
電子メールの場合:biodic_webmaster+env.go.jp（+はアットマークに変更してください）
DVD-ROM等の持参又は郵送の場合：4（1）に同じ。

(5) 提出に当たっての注意事項

- ア 持参する場合の受付時間は、平日の9時から17時まで（12時～13時は除く）とする。
- イ 郵送する場合は、封書の表に「令和8年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（シギ・チドリ類調査）」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった参加希望書類は、無効とする。
- ウ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- エ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- オ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- カ 参加希望書類は、環境省において、参加希望書類の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。審査の結果、契約相手になった者が提出した参加希望書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づ

き開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

6 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る参加希望書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

7 参加希望書類の審査

- (1) 環境省において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して令和8年2月24日（火）までに通知する。
- (2) 審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問い合わせすることがあるので、参加希望書類提出後、(1)の通知期限までは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たさないと判定することがある。
- (3) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者が一しかない場合にあっては、当該応募者との契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあっては、企画競争入札の手続きに移行することとする。

8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
4(1)に同じ。
- (3) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」又は「その他」の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出することができるが、その者が2に定める応募要件を満たすと認められ、企画競争に移行した場合に企画書を提出するためには、企画書の提出時までに、当該資格の認定を受ける必要がある。
- (4) 契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降となる。
また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

質問書

業 務 名	令和 8 年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業 (シギ・チドリ類調査)
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名：氏 名：
担当者連絡先	TEL：FAX：
	E-mail：
質 問 事 項	

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、参加希望書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

令和 8 年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（シギ・チドリ類調査）
に係る仕様書（案）

1. 件名

令和 8 年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（シギ・チドリ類調査）

2. 業務の目的

生物多様性国家戦略に基づき 2003 年度に開始された重要生態系監視地域モニタリング推進事業は、我が国の代表的な生態系の状態を長期的かつ定量的にモニタリングすることにより、種の増減、種組成の変化等を検出し、適切な生物多様性保全施策に資することを目的としている。

本業務では、干潟等の湿地生態系について、指標となる生態系を構成する要素であるシギ・チドリ類に関する調査を全国の調査サイトにて実施し、生物多様性及び生態系機能の状態を把握することを目的とする。

3. 業務の内容

（1）業務実施計画書の作成及び打ち合わせ

請負者は、業務実施前に業務実施計画書（案）を作成し、業務の進め方について環境省自然環境局生物多様性センター担当官（以下「環境省担当官」という。）と打合せを行い、業務実施計画書を確定させる。なお、打合せはウェブ会議システムでの実施を想定している。

打合せ終了後は、1 週間以内に打合せ概要をとりまとめ、環境省担当官宛に送付し、環境省担当官の承認を得て確定させる。

（2）検討会の開催

シギ・チドリ類又はその生息地の生態系に詳しい学識経験者等 8 名（添付資料 1 を想定）を委員とした検討会を業務の実施期間中に 1 回開催し、本業務の調査結果等について検討する。なお、検討会はオンラインでの実施を想定している。委員が欠席した場合には、当該委員へのヒアリングをもって代えるものとする。検討会の実施に際しては、請負者は、謝金を委員 1 名に対して 1 回あたり 18,000 円程度、ヒアリングの実施に際しては、謝金を委員 1 名に対して 1 時間あたり 6,000 円程度（最大 2 時間）支給する。

請負者は、検討会の資料を作成し、環境省担当官と調整した上で事前に委員に送付し、検討会の庶務を担うとともに、事務局として検討会に出席する。検討会の終了後には、環境省担当官の指示する手順に従い、議事録（議事の経過と各出席者の発言趣旨が把握できるもの）及び議事概要（議事の要点を簡潔にまとめたもの）の案を速やかに作成し、委員への確認を行った上で確定させる。

(3) 現地調査の実施

シギ・チドリ類等の個体数及び周辺の環境状況について、添付資料 2 に掲げる 142 か所の調査サイトのうち 100 か所程度において調査を実施する(コアサイト 45 サイト程度、一般サイト 55 サイト程度)。調査の実施に際しては外部協力者に調査を依頼することを妨げない。また、コアサイトには「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」に準じた旅費を調査毎に支給するとともに、1 名 1 回あたり謝金 4,050 円程度の謝金を支給する。調査手法の詳細については、調査マニュアルのとおりとする。

(シギ・チドリ類調査マニュアル)

https://www.biodic.go.jp/monil000/manual/shorebird_manual.pdf

(4) 調査結果の収集・集計・整理

(3) において得られた調査結果について、以下の作業を行う。

- ① 2025 年度冬期～2026 年度秋期の調査結果について現地調査主体より調査結果(数値、写真等)を速やかに収集し、速やかに論理チェック(空欄、誤記等のエラーチェック)及び生態学的チェック(誤同定、誤報告等のエラーチェック)を行う。
- ② ①のチェック終了後の調査結果は電子化し、データファイルを作成する。なお、データファイルに含まれるデータ内容及び形式については、環境省担当官の指示に従う。
- ③ 2025 年度冬期(12 月～2 月)、2026 年度春期(4 月～5 月)、2026 年度秋期(8 月～9 月)の調査結果を解析し、各種の個体数の変動状況やその特徴等について考察する。なお、考察の方針等については、環境省担当官の指示に従うこと。調査結果のうち、写真や地図等、著作物性のあるものについては、調査者と使用許諾又は著作権の移転の手続きを行う。

また、各調査サイトにおいて自然環境保全上緊急性が高い、あるいはトピック性の高い事象が観察された場合には、速やかに環境省担当官に報告するものとする。

(5) 第 5 期とりまとめ項目の作成

第 5 期(2023 年度～2027 度)調査期間終了後、期間中得られた調査データ及びこれに関連する情報(他調査によるデータ等)からシギ・チドリ類の現状や変化についてどこまで把握できたかについてとりまとめ資料を作成することとなっている。

とりまとめに先立ち、昨年度業務で作成したとりまとめ方針を踏まえ、とりまとめ項目案を作成する。とりまとめ項目案の作成にあたっては、基盤データのリスト化や分析すべきデータの整理をした上で、予備解析を行うと共に、データ解析に精通した有識者 3 名程度に対しヒアリングを実施する。作成したとりまとめ項目案は、(2)の検討会に諮ること。ヒアリング対象者及びヒアリングの時期、内容は環境省担当官

と協議の上決定し、ヒアリング終了後は速やかに記録簿を作成し、環境省担当官に提出する。謝金は、1 人にあたり 1 時間につき 6,000 円程度を支給する（最大 2 時間）。なお、ウェブ会議システムでの実施を想定し、環境省担当官と協議の上、合同ヒアリング（ワーキング形式）での実施も可とする。

（6）広報用資料の作成

本業務における調査・解析・考察の結果の概要等を広く一般に周知するため、（4）③で得られた 2025 年度冬期（12 月～2 月）及び 2026 年度春期（4 月～5 月）、2026 年度秋期（8 月～9 月）の集計結果の速報や各種の個体数の変動状況等、一般の方にとって関心の高いと思われるトピックを取り上げた広報用資料を環境省担当官と調整の上作成する。業務期間中に各期につき 1 回以上とし本資料については、電子版（PDF）のみの作成とする。

また、生物多様性センターで発行している広報用冊子「モニタリングサイト 1000 ニュースレター」の記事のうち、シギ・チドリ類調査に関する原稿を作成する。原稿は 400 字程度とし、原稿に添える写真または図を 1～2 枚作成意する。原稿の作成時期等については環境省担当官の指示に従う。

（7）市民調査の普及啓発

市民調査員における全国的な調査の普及啓発のため、講習会を 1 回開催する。講習会では、モニタリングサイト 1000 の説明に加え、「シギ・チドリ類調査のマニュアル」に基づいた調査の講習を行う。講習会はウェブ会議システムを利用した実施も可とする。

（8）報告書の作成

（1）から（7）までの業務で実施した事項を記した「業務報告書」を作成する。「業務報告書」の中から「（4）調査結果の収集・集計・整理」で整理した結果を抜粋し、「調査報告書」を作成する。

4. 業務実施期間

契約の締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで

5. 成果物

請負者は、上記業務内容を取りまとめ、以下に定めるとおり提出するものとする。

- a 調査報告書（A4 判、100 頁程度）（冊子体※1）12 部
- b 業務報告書（A4 判、120 頁程度）（冊子体※2）4 部
- c 以下の電子データを保存した電子媒体（DVD-R） 2 セット
 - c-1 上記 a～b の電子版
 - c-2 3. （4）②で作成したデータファイル
 - c-3 3. （6）で作成した各期の広報用資料のデータ

c-4 生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムのメタデータ（※3）及びエディタデータ

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。なお、後述する「情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制に係る書面」及び「資材確認票」についても併せて納めること。

収集したデータの整理や取り扱いにあたっては、令和5年3月に策定した「自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン」（環境省自然環境局生物多様性センター）（以下、「ガイドライン」という。）を参考とすること。なお、「ガイドライン」が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容を参考とすること。

（参考）自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン

https://www.biodic.go.jp/kiso/mp/masterplan_fuzoku2_guideline.pdf

提出場所 環境省自然環境局生物多様性センター

※1 報告書（冊子体）の作成要領

- （1）「表紙・背表紙・裏表紙・奥付」の様式は、環境省担当官が提供する電子ファイルに基づくこと。
- （2）「目次」の前に「要約」（800字程度）を挿入すること。「要約」には英文の対訳を付記すること。英文の作成は別添の1.に示す要領によること。
- （3）文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。
- （4）別添の2.に示す「PDF ファイル」を版下とし、そのまま出力・製本したものを報告書（冊子体）とすること。
- （5）製本方法はくるみ製本とし、表紙（背表紙・裏表紙含む）の用紙は、「レザック 66・175kg」を使用すること。

※2 「※1 報告書（冊子体）の作成要領」のうち、（1）～（4）に従うこと。

※3 メタデータは、環境省担当官から提供するツールを用いて作成すること。

6. 著作権等の扱い

- （1）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- （2）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- （3）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- （4）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

- (4) 検討会等における委嘱・会計手続きに係る押印等廃止の取扱いについて

電子化を進める政府方針に基づき、原則として、検討員等からの承諾書、請求書等の書面による提出、押印について廃止されるよう取り扱うこと。（書類の真正性の確保は、検討員等からのメールの電子保存等で対処するものとする。なお、慣例上、現金払いとして検討員等からの領収書、受取書を求める場合にあっては、押印ではなく本人サインによること。）

（参考）

「規制改革実施計画」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

「「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/200708document01.pdf>

「押印についての Q&A」（内閣府・法務省・経済産業省作成）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html

- (5) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和7年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（シギ・チドリ類調査）」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和7年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（シギ・チドリ類調査）」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省自然環境局生物多様性センター 保全科 平松（TEL:0555-72-6033）

- (6) 本業務に関する過年度の報告書は、環境省図書館において閲覧可能である。

- (7) 本業務に関する過年度の報告書は、下記ホームページにおいて閲覧可能である。

<https://www.biodic.go.jp/moni1000/findings/reports/index.html>

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はセンター担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集 (EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「`」→「'」、「－」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO₂)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

電子データの使用については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りではない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）

- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画；MP3 形式、MPEG2 形式又は MPEG4 形式

（３）（２）による成果物に加え、「PDF ファイル形式（PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7）」による成果物を作成すること。

（４）以上の成果物の格納媒体は DVD-R または CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

（５）文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

（１）納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

（２）環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト e-Gov データポータル

（<https://data.e-gov.go.jp/>）に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

モニタリングサイト 1000 シギ・チドリ類調査 検討会委員 (50 音順、敬称略)

柏木 実 (NPO 法人 ラムサール・ネットワーク日本)

桑江 朝比呂 (港湾空港技術研究所)

桑原 和之 (元千葉県立中央博物館)

高田 博 (NPO 法人 南港ウェットランドグループ)

高野 茂樹 (八代野鳥愛好会)

高橋 伸夫 (西三河野鳥の会)

田久保 晴孝 (千葉県野鳥の会)

山城 正邦 (沖縄野鳥の会)

令和 8 年度 調査サイト一覧

コアサイト

	調査サイト名	調査形態	都道府県
1	コムケ湖	個人	北海道
2	野付崎・尾岱沼	個人	北海道
3	風蓮湖（北部・南部）	個人	北海道
4	高瀬川河口	個人	青森県
5	神栖市高浜	団体	茨城県
6	波崎新港	団体	茨城県
7	霞ヶ浦南岸稲敷市浮島	個人	茨城県
8	鹿島灘	団体	茨城県
9	栃木県南部水田地帯	団体	栃木県
10	盤洲	個人	千葉県
11	谷津干潟	個人	千葉県
12	三番瀬	個人	千葉県
13	一宮川河口	個人	千葉県
14	木戸川～堀川（九十九里浜南部）	個人	千葉県
15	新川～木戸川（九十九里浜北部）	個人	千葉県
16	与田浦水田	個人	千葉県
17	葛西海浜公園	個人	東京都
18	中央防波堤内・外側埋立地	複数	東京都
19	東京港野鳥公園(園内・前浜干潟)	団体	東京都
20	高松～河北海岸	個人	石川県
21	伊川津	個人	愛知県
22	汐川干潟	個人	愛知県
23	矢作川河口周辺	団体	愛知県
24	藤前干潟	個人・団体	愛知県
25	雲出川河口五主海岸	個人	三重県
26	安濃川河口～志登茂川河口	個人	三重県
27	愛宕川～櫛田川河口	個人	三重県
28	大阪南港野鳥園	団体	大阪府
29	大阪北港南地区	団体	大阪府
30	浜甲子園	複数	兵庫県
31	吉野川下流域	団体	徳島県
32	加茂川河口	個人	愛媛県
33	曾根干潟	個人	福岡県
34	博多湾東部（和白・多々良）	団体	福岡県
35	今津干潟	団体	福岡県
36	大授搦	個人	佐賀県
37	鹿島新籠海岸	個人	佐賀県
38	荒尾海岸	複数	熊本県
39	球磨川河口	個人	熊本県
40	不知火干潟	個人	熊本県
41	白川河口	個人	熊本県
42	氷川	個人	熊本県
43	中津干潟	団体	大分県
44	宇佐海岸	個人	大分県
45	吹上浜海岸	個人	鹿児島県
46	漫湖	複数	沖縄県
47	具志干潟	個人	沖縄県
48	泡瀬干潟	個人	沖縄県
49	与那覇湾	個人	沖縄県
50	白保-宮良湾	個人	沖縄県

一般サイト

	調査サイト名	調査形態	都道府県		調査サイト名	調査形態	都道府県
51	濤沸湖	個人	北海道	101	鈴鹿川河口～鈴鹿派川河口	個人	三重県
52	鶴川河口	団体	北海道	102	豊津浦～町屋浦	個人	三重県
53	稚内市声間	個人	北海道	103	香良洲海岸	個人	三重県
54	高瀬川河口～むつ小川原港	個人	青森県	104	阪内川河口	個人	三重県
55	蒲生干潟	団体	宮城県	105	城南干拓	個人	三重県
56	鳥の海	団体	宮城県	106	巨椋池干拓田	個人	京都府
57	蕪栗沼	団体	宮城県	107	新舞子浜	個人	兵庫県
58	広浦	団体	宮城県	108	南芦屋浜	団体	兵庫県
59	牛橋河口	団体	宮城県	109	和歌浦干潟	個人	和歌山県
60	天王海岸	団体	秋田県	110	高梁川河口干潟周辺	個人・団体	岡山県
61	松川浦	個人	福島県	111	飯梨川河口	個人	島根県
62	夏井川河口	団体	福島県	112	佐陀川	個人	島根県
63	福島県中部水田地帯	団体	福島県	113	八幡川河口	個人	広島県
64	神栖市矢田部	団体	茨城県	114	安芸西条・八本松	個人	広島県
65	涸沼周辺水田	個人	茨城県	115	御手洗川河口	個人	広島県
66	西上之宮町	個人	群馬県	116	岩国市尾津ハス田	個人	山口県
67	越谷レイクタウン・柿木町	個人	埼玉県	117	千鳥浜・木屋川河口	個人	山口県
68	大久保農耕地	個人	埼玉県	118	山口湾	個人	山口県
69	北川辺	個人	埼玉県	119	大明神川河口、高須海岸、新川河口	団体	愛媛県
70	印旛沼中央排水路	団体	千葉県	120	重信川河口	個人	愛媛県
71	印旛沼北部周辺水田	個人	千葉県	121	大方町	個人	高知県
72	甚兵衛広沼周辺水田	個人	千葉県	122	高知空港周辺	個人	高知県
73	江戸川放水路	個人	千葉県	123	大根川河口域	団体	福岡県
74	行徳鳥獣保護区	団体	千葉県	124	津屋崎	団体	福岡県
75	メッセ駐車場	個人	千葉県	125	室見川	団体	福岡県
76	塩浜海岸	個人	千葉県	126	博多湾東部（西戸崎）	団体	福岡県
77	飯岡海岸	個人	千葉県	127	筑後川河口左岸・永松荒籠	団体	福岡県
78	南白亀川～堀川	個人	千葉県	128	白石海岸	個人	福岡県
79	流山市新川耕地	個人	千葉県	129	早津江川河口（川副町）	個人	佐賀県
80	小見川・外浪逆浦	個人	千葉県	130	六角川河口（芦刈町）	個人	佐賀県
81	検見川の浜	個人	千葉県	131	大野島	個人	佐賀県
82	夷隅川河口	個人	千葉県	132	筑後川河口右岸・大詫間	団体	佐賀県
83	吉尾・鶴原	個人	千葉県	133	高田・真玉海岸	個人	大分県
84	いなげの浜	個人	千葉県	134	一ツ葉入り江	個人	大分県
85	幕張C浜	個人	千葉県	135	青島	個人	宮崎県
86	多摩川河口	個人	神奈川県	136	鹿児島県別府川	団体	宮崎県
87	多摩川下流域(六郷橋～大師橋)	個人	東京都	137	天降川河口	団体	鹿児島県
88	海老名市勝瀬	個人	神奈川県	138	奄美大島大瀬海岸	個人	鹿児島県
89	河北潟	個人	石川県	139	翁長干潟	個人	沖縄県
90	小舞子海岸	個人	石川県	140	与根三角池	個人	沖縄県
91	千里浜	個人	石川県	141	米須海岸	個人	沖縄県
92	邑知潟	個人	石川県	142	羽地内海	個人	沖縄県
93	大聖寺川下流水田	個人	石川県	黄色セルは令和 8 年度新規設置サイト			
94	舩倉島航路	個人	石川県				
95	舩倉島	個人	石川県				
96	柴山潟	個人	石川県				
97	富士川河口	個人	静岡県				
98	矢作古川河口	団体	愛知県				
99	境川河口	団体	愛知県				
100	愛西市立田	団体	愛知県				

(別添 2)

令和 年 月 日

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名

令和 8 年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（シギ・チドリ類調査）に係る
参加希望書類の提出について

標記の業務について、当社において実施することを希望します。
応募要件を満たしていることを、添付資料のとおり証明します。
なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

(1) 業務実績に関する要件（様式任意及び契約書写し）

- ・シギ・チドリ類をはじめとする鳥類の広域(北海道、本州、四国及び九州地方の各 1 か所以上)的な生息状況調査実施の経験があること。
また、調査結果の収集・集計・整理を行う者が、シギ・チドリ類をはじめとする鳥類調査に関する資格または実績を有していること。

(2) 会社概要等（様式任意）

(担当者等)

所属部署：

責任者名：

担当者名：

TEL/FAX：

E-mail：